

## 第1章 総則

第1条 本会は、日本文理大学後援会と称する。

第2条 本会の事務局を日本文理大学大学事務本部大学総務・経理担当（以下「大学総務・経理担当」という。）内に置く。

第3条 本会は、日本文理大学を後援し、家庭と大学との連絡を密にして相互の親和を図り、もって大学の発展向上に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本学と会員相互の連携を図るために必要な事業
- (2) 学生のための就職指導および就職開拓に関する事業
- (3) 学生のための教育研究活動および課外活動に関する事業
- (4) 学生のための福利厚生に関する事業
- (5) 学生の福利厚生施設・備品の充実に関する事業
- (6) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第5条 本会は、理事会の承認を得て支部を置くことができる。

2 支部については、別に定める。

## 第2章 会員

第6条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学生の保護者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、学長ならびに会長の推薦を受け、理事会が承認した者

第7条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額20,000円
- (2) 賛助会員 無料

2 会費は、1ヵ年分を前期授業料納入期日までに納付するものとし、徴収業務は大学総務・経理担当に委託する。

## 第3章 役員

第8条 本会に、次の役員を置く。なお、役員は第6条に規定する会員の中から選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 各地区支部長
- (5) 監事 2名

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

第10条 理事及び監事は、会員の中から、あらかじめ選任し、総会の承認を得るものとする。

2 会長、副会長は、理事の互選によるものとする。

第11条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、会員を代表して理事会を組織し、本会の重要会務を審議する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

5 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第12条 本会の役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員は、前任者の残任期間とする。

第13条 本会の事務を処理するため、事務局長を置く。

2 事務局長は、大学総務・経理担当責任者に委嘱する。

3 事務局は、大学総務・経理担当に置く。

第14条 役員は無報酬とする。

## 第4章 会議

第15条 本会の会議は、定時総会、臨時総会、及び理事会とする。

第16条 総会は、次の代表委員をもって組織する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 各地区支部長
- (4) 理事
- (5) 監事
- (6) 事務局長

2 定時総会は、毎年1回会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選出にすること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 会則の改正に関すること
- (4) 事業に関すること
- (5) その他重要な事項

3 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に、理事会の審議を経て招集するものとする。

4 総会の議長は、会長とし、総会は代表委員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席代表委員の過半数をもって決する。ただし、出席できない場合は委任状をもってこれに代えることができる。

第17条 理事会は、会長が必要と認めた場合に、これを招集するものとする。

2 理事会の議事については、前条第3項の規定を準用する。

#### 第5章 会計

第18条 本会の運営に要する経費は、正会員の会費、賛助会員の寄付金及びその他の収入をもって支弁するものとする。

第19条 本会の予算は、毎会計年度開始前、会長が学長と協議して編成し、総会の承認を受けるものとする。

第20条 本会の決算は、会計年度終了後3ヶ月以内に監事の意見をつけて、総会の承認を受けるものとする。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第22条 前年度の余剰金は次年度に繰り越す。

第23条 旅費の支出に関しては、学校法人文学園旅費規程に準ずる。ただし、日当は出張地に関わらず、1日につき3,000円とし、車賃は自家用車利用の場合は、次のとおりとする。

出張者	車賃
出張地と同一都道府県内在住	一律 2,000円
出張地と同一都道府県外在住	15円／1kmの定額により算定 (1km未満切り捨て)

#### 第6章 会則の改正

第24条 本会則の改正は、会長が学長と協議して原案を作成し、総会の承認を受けなければならない。

##### 附 則

本会則は、昭和45年11月14日から施行する。

##### 附 則

この会則は、昭和57年4月1日から施行する。

##### 附 則

この会則は、昭和61年4月8日から施行する。

##### 附 則

この会則は、平成8年4月6日から施行する。

##### 附 則

この会則は、平成10年4月9日から施行する。

##### 附 則

この会則は、平成11年4月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月7日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年3月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。